

別表 1

比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 2 7 日職
 発 0 8 2 7 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働
 者の保護等に関する法律第 3 0 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事す
 る一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める
 「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」
 （厚生労働省）のそれぞれ下表に該当する職種に対応する額。

0 9 5 0 2 陸上荷役・運搬作業員	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
	0 年	1 年	2 年
通達で定める職業安定業務統計調査	1, 2 6 7 円	1, 4 4 2 円	1, 5 4 3 円
地域調整（大阪 107.4）	1, 3 6 1 円	1, 5 4 9 円	1, 6 5 8 円
地域調整（奈良 102.8）	1, 3 0 3 円	1, 4 8 3 円	1, 5 8 7 円

0 9 6 0 7 乗り物洗浄・清掃員	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
	0 年	1 年	2 年
通達で定める職業安定業務統計調査	1, 2 2 2 円	1, 3 9 1 円	1, 4 8 8 円
地域調整（大阪 107.4）	1, 3 1 3 円	1, 4 9 4 円	1, 5 9 9 円

0 4 0 9 9 その他営業販売関連事務員	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
	0 年	1 年	2 年
通達で定める職業安定業務統計調査	1, 3 0 7 円	1, 4 8 7 円	1, 5 9 2 円
地域調整（奈良 102.8）	1, 3 4 4 円	1, 5 2 9 円	1, 6 3 7 円

0 4 2 0 1 旅客・貨物係事務員	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
	0 年	1 年	2 年
通達で定める職業安定業務統計調査	1, 1 5 8 円	1, 3 1 8 円	1, 4 1 0 円
地域調整（大阪 107.4）	1, 2 4 4 円	1, 4 1 6 円	1, 5 1 5 円

別表 2

対象従業員の基本給及び賞与

＜陸上荷役運搬作業・大阪＞

評価結果	A ランク	B ランク	C ランク
職務の内容	未経験から指導を受けつつ業務を独力で行えるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。	基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。	B ランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。
1等級	—	1, 550円	1, 660円
2等級	—	1, 560円	1, 670円
3等級	1, 365円	1, 570円	1, 680円
4等級	1, 370円	1, 580円	1, 690円
5等級	1, 380円	1, 590円	1, 700円
6等級	1, 390円	1, 600円	—
7等級	1, 400円	1, 610円	—
8等級	1, 410円	1, 620円	—
9等級	1, 420円	1, 630円	—
10等級	1, 430円	1, 640円	—
11等級	1, 440円	1, 650円	—
12等級	1, 450円	—	—
13等級	1, 460円	—	—
14等級	1, 470円	—	—
15等級	1, 480円	—	—
16等級	1, 490円	—	—
17等級	1, 500円	—	—
18等級	1, 510円	—	—
19等級	1, 520円	—	—
20等級	1, 530円	—	—

Ⅳ

対応する一般の労働者の能力・経験	0 年	1 年	2 年
対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1, 361円	1, 549円	1, 658円

＜陸上荷役運搬作業・奈良＞

評価結果	A ランク	B ランク	C ランク
職務の内容	未経験から指導を受けつつ業務を独力で処理することができるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。	基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。	B ランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。
1等級	——	——	——
2等級	——	1, 485円	1, 590円
3等級	——	1, 490円	1, 600円
4等級	1, 305円	1, 500円	1, 610円
5等級	1, 310円	1, 510円	1, 620円
6等級	1, 320円	1, 520円	1, 630円
7等級	1, 330円	1, 530円	1, 640円
8等級	1, 340円	1, 540円	1, 650円
9等級	1, 350円	1, 550円	1, 660円
10等級	1, 360円	1, 560円	1, 670円
11等級	1, 370円	1, 570円	1, 680円
12等級	1, 380円	——	1, 690円
13等級	1, 390円	——	1, 700円
14等級	1, 400円	——	——
15等級	1, 410円	——	——
16等級	1, 420円	——	——
17等級	1, 430円	——	——
18等級	1, 440円	——	——
19等級	1, 450円	——	——
20等級	1, 460円	——	——

Ⅳ

対応する一般の労働者の能力・経験	0 年	1 年	2 年
対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1, 303円	1, 483円	1, 587円

< 乗り物洗淨清掃・大阪 >

評価結果	A ランク	B ランク	C ランク
職務の内容	未経験から指導を受けつつ業務を独力で処理することのできるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。	基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。	B ランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。
1等級	——	——	——
2等級	——	1, 4 9 5 円	——
3等級	——	1, 5 0 0 円	1, 6 0 0 円
4等級	——	1, 5 1 0 円	1, 6 1 0 円
5等級	1, 3 1 5 円	1, 5 2 0 円	1, 6 2 0 円
6等級	1, 3 2 0 円	1, 5 3 0 円	1, 6 3 0 円
7等級	1, 3 3 0 円	1, 5 4 0 円	1, 6 4 0 円
8等級	1, 3 4 0 円	1, 5 5 0 円	1, 6 5 0 円
9等級	1, 3 5 0 円	1, 5 6 0 円	1, 6 6 0 円
10等級	1, 3 6 0 円	1, 5 7 0 円	1, 6 7 0 円
11等級	1, 3 7 0 円	——	1, 6 8 0 円
12等級	1, 3 8 0 円	——	1, 6 9 0 円
13等級	1, 3 9 0 円	——	1, 7 0 0 円
14等級	1, 4 0 0 円	——	——
15等級	1, 4 1 0 円	——	——
16等級	1, 4 2 0 円	——	——
17等級	1, 4 3 0 円	——	——
18等級	1, 4 4 0 円	——	——
19等級	1, 4 5 0 円	——	——
20等級	1, 4 6 0 円	——	——

Ⅳ

対応する一般の労働者の能力・経験	0 年	1 年	2 年
対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1, 3 1 3 円	1, 4 9 4 円	1, 5 9 9 円

<営業販売事務・奈良>

評価結果	A ランク	B ランク	C ランク
職務の内容	未経験から指導を受けつつ業務を独力で処理することができるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。	基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。	B ランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。
1等級(基準級)	——	——	——
2等級	——	——	——
3等級	——	1, 530円	1, 640円
4等級	——	1, 540円	1, 650円
5等級	1, 345円	1, 550円	1, 660円
6等級	1, 350円	1, 560円	1, 670円
7等級	1, 360円	1, 570円	1, 680円
8等級	1, 370円	1, 580円	1, 690円
9等級	1, 380円	1, 590円	1, 700円
10等級	1, 390円	1, 600円	——
11等級	1, 400円	1, 610円	——
12等級	1, 410円	——	——
13等級	1, 420円	——	——
14等級	1, 430円	——	——
15等級	1, 440円	——	——
16等級	1, 450円	——	——
17等級	1, 460円	——	——
18等級	1, 470円	——	——
19等級	1, 480円	——	——
20等級	1, 490円	——	——

Ⅳ

対応する一般の労働者の能力・経験	0 年	1 年	2 年
対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1, 344円	1, 529円	1, 637円

<旅客貨物係事務員・大阪>

評価結果	A ランク	B ランク	C ランク
職務の内容	未経験から指導を受けつつ業務を独力で処理することができるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。	基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。	B ランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。
1等級(基準級)	——	——	——
2等級	——	——	——
3等級	——	——	——
4等級	——	——	——
5等級	——	——	——
6等級	——	1, 4 2 0 円	1, 5 1 5 円
7等級	1, 2 4 5 円	1, 4 3 0 円	1, 5 2 0 円
8等級	1, 2 5 0 円	1, 4 4 0 円	1, 5 3 0 円
9等級	1, 2 6 0 円	1, 4 5 0 円	1, 5 4 0 円
10等級	1, 2 7 0 円	——	1, 5 5 0 円
11等級	1, 2 8 0 円	——	1, 5 6 0 円
12等級	1, 2 9 0 円	——	1, 5 7 0 円
13等級	1, 3 0 0 円	——	1, 5 8 0 円
14等級	1, 3 1 0 円	——	1, 5 9 0 円
15等級	1, 3 2 0 円	——	1, 6 0 0 円
16等級	1, 3 3 0 円	——	——
17等級	1, 3 4 0 円	——	——
18等級	1, 3 5 0 円	——	——
19等級	1, 3 6 0 円	——	——
20等級	——	——	——

Ⅳ

対応する一般の労働者の能力・経験	0 年	1 年	2 年
対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1, 2 4 4 円	1, 4 1 6 円	1, 5 1 5 円

別表 3

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.58	1.16	2.50	4.43	5.97	8.28	10.21	11.62
	会社都合 退職	0.83	1.48	3.21	5.52	7.13	9.76	11.62	13.10

(資料出所)「令和 6 年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(64.2%)をかけた数値として通達で定めたもの。

別表 4

対象従業員の退職手当の額

退職金は、退職時の基本給に次の乗率を乗じて計算する。退職時の基本給とは、退職日以前の給与計算期間の終期から遡って完全 1 か月存ずる月の基本給の額とする。

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.58	1.16	2.50	4.43	5.97	8.28	10.21	11.62
	会社都合 退職	0.83	1.48	3.21	5.52	7.13	9.76	11.62	13.10

(注) 年数は以下とし、1 2 か月を 1 年とする。1 か月未満の端数月は 1 か月とする。

II

別表 3 (再掲)

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.58	1.16	2.50	4.43	5.97	8.28	10.21	11.62
	会社都合 退職	0.83	1.48	3.21	5.52	7.13	9.76	11.62	13.10

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。

別表 5

昇給・昇格基準

(1) 昇給

昇給とは、等級が上がることをいう。

昇給は1年に1度、以下考課項目を充足した場合に1等級上げることとする。
それとは別に、以下の通り特別な理由があると社長が認めた場合は、人事考課結果における1等級上昇に加えて、別途等級数上昇幅を判断して決定する。

※昇給にかかる人事考課項目は次の通りとする。

(共通項目・昇給基準)

A ランク考課項目		左考課項目に加えて
・ 過不足ない報連相	全て問題ない場合は 1 等級アップとする	社長が当該従業員の働きぶりや能力の進展、貢献度に応じて個別に等級上げについて決定することができるものとする。
・ 責任感の保持		
・ 業務処理の堅確性		
B ランク考課項目		
・ A ランクの内容を充足	全て問題ない場合は 1 等級アップとする	
・ 報連相が支障なくできる		
・イレギュラーへの独力対応		
C ランク考課項目		
・ B ランクの内容を充足	全て問題ない場合は 1 等級アップとする	
・ 後輩指導可能な知識がある		
・ 対人関係に問題がない		

(2) 昇格

昇格とは、ランクが上がることをいう。

ランク別は以下の通りとし、設定内容が完全に充足し、より上位のランクの業務の遂行が可能と判断された場合とする。1年に1度判断する。

※A・B・Cランクは以下のとおりとする

(共通項目・昇格基準)

Aランク：未経験から指導を受けつつ業務を独力で処理することができるまでのレベルとする。指示を受けずとも指導した内容を独力で遂行できるまでの習熟度を求める。

Bランク：基本的な業務遂行は問題なくでき、加えて軽易なイレギュラー場面における独力対応を求める。

Cランク：Bランクの内容に加え、他の派遣労働者の先輩として精神的支柱や相談相手となるような存在であるほか、仕事のフォローができる知識能力を求める。